

南会ドローン中学校ドローンショーによる過疎地域応援事業仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、発注者「福島県」が受託者「」に委託する標記事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

南会ドローン中学校ドローンショーによる過疎地域応援事業

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の目的

福島県が令和7年度から実施している「南会ドローン中学校」は、民間のドローンスクールのない南会津地方において、県がドローンスクール事業を実施することによりドローン人材を育成、ネットワーク化すると同時に地域内のドローン活用を促進することにより、地域住民を地域課題解決や交流促進の担い手として活躍させ、若者や女性の流出を抑制することを目的としている。

この「南会ドローン中学校」の一環として実施する本事業は、過疎地域におけるイベントに併せて県がドローンショーを開催し、ドローン活用への理解を醸成しながら過疎地域の応援、PR（情報発信）等を行うことを目的としている。

5 事業の内容（委託契約に基づく履行内容）

福島県南会津郡内において、日没後、300機以上400機以下のドローンを用いたドローンショーを1回開催する。

雨又は強風等により開始時刻にドローンが飛行できない場合は、発注者と受託者の協議により、最大60分まで開始時刻を遅らせ、その間に開始できない場合は翌日同時刻に延期する。

なお、天候の回復が見込まれないことが明らかである場合は、当初の開始予定時刻前に翌日への延期を決定することがある。

（1）実施時期

令和8年8月1日（土）（延期の場合は2日（日））又は
令和8年8月8日（土）（延期の場合は9日（日））のいずれかとする。

※ 実施時期は、発注者が（開催地と調整の上、）決定します。（受託者は決定した時期に本業務を実施する必要があることに注意してください。）

※ ただし、上記以外の時期に実施する必要がある場合には、発注者と受託者が協議の上、実施時期を決定することとします。

（2）料金

本業務によるドローンショーの観覧は無料とする。

(3) 実施場所

ドローンショーの実施地域（南会津郡内のいずれかの町村内）は現在調整中であり、4月中に決定する予定である。なお、詳細な実施場所（離発着地点、飛行エリア等）については、受託者による現地調査（ロケハン）の結果を踏まえて決定する。

※ 実施地域は、発注者が開催地と調整の上、決定します。（受託者は決定した地域内で本業務を実施する必要があることに注意してください。）

(4) 演出内容等

- 過疎地域である開催地域を応援しながらドローン活用への理解を醸成する内容とする。
- ドローンショーのために必要となる音響機材は、受託者において準備する。
- 演出内容は、予め発注者が確認するものとし、発注者の了解を得た上で確定させる。なお、演出内容の発注者から受託者への修正指示は、原則としてドローンショー開催予定日の2週間前までとし、それ以降の発注者から受託者への修正指示については、受託者はこれを拒否することができるものとする。
- ドローンショーによる演出において、最大2分間（機体の移動にかかる遷移時間を除く実表示時間）まで受託者の社名及びロゴマーク等を表示することができるものとする。
- 受託者が協賛を募り、受託者以外の広告を表示することはできない。
- ドローンショーの運営は、受託者が責任を持って管理するものとする。

(5) その他

- ドローンの飛行に必要な手続きは、受託者が行う。
- 立入禁止エリアは、受託者が設定し、発注者が立入禁止措置を行う。
- 受託者が委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等は、受託者に帰属するものとするが、ドローンショーを撮影した画像又は映像は、発注者が無断かつ無償で利用することがある。
- 観覧者がドローンショーを撮影し、ホームページ、SNS等で拡散することは禁止しない予定である。

6 成果品

委託事業の実績報告書（任意様式）

7 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

委託契約の締結後に本仕様書の内容を変更する必要がある場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議により定めるものとする。

8 その他

(1) 受託者は、本仕様書及び発注者の指示に基づき、業務を忠実かつ確実に履行すること。

(2) 業務の実施に当たり届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

(3) 業務を実施するために必要な打合せを随時行うこと。また、発注者へ業務の進捗状況を随時報告すること。

(4) 業務を通じて知り得た情報は機密情報として取り扱うこと。また、業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

(5) 業務の実施に伴う成果物の権利は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者は、委託業務の内容を撮影した画像又は映像を無断かつ無償で利用できるほか、甲が認めた者に無償で利用させることができるものとする。なお、業務の実施に当たり、著作権の取扱いには十分注意すること。

(6) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。